

(文書1)

講岐國留守所下文案。東寺百合文書ニ

留守所下 多度郡首 郡司

可慥加檢知徵充修理料曼陀羅寺領畠地子物事  
右、修理破壞道場事、尤要須善根也、然者前司度ニ御  
判明白也、而近來號本寺別當使、妨制修理上人之所知之  
由云ニ、不可然事也、早止他妨、偏可充修理料之狀、所  
仰如件、郡宜承知、依件加實檢、即郡司爲檢校、令遂修  
理之動、不可違失、故下、

康平六年六月八日

府老佐在判

掾凡在判

府老凡宿在判

散位雁宗宿在判

(文書2)

曼荼羅寺僧善芳解案。東寺百合文書ニ

依曼荼羅寺修造料代ニ御判明白也、在地郡司承知、  
可停止件妨、若有指故者、御下向之日可愁申之、

府老佐在判

掾凡在判

府老凡宿ニ在判

散位雁宗宿禰在判

曼荼羅寺住僧善芳解申請 留守所裁事

請被任道理裁定、善通寺別當目代男并僧勝命等號

末寺所領、麥畠地子物物留、不令遂修造愁狀、

副進前司御判文等

右、善芳謹檢 物情、件道場弘法大師建立、無上聖跡也、

雖然破壞顛倒、佛像經典可失給、膽此肝膽難抹目也、前司御任取材木擬修造處、貧道無力、難遂修造、而間善通寺別當雖到來、事件寺家不進退、今年俄別當目代男勝命等、昆島<sup>作丸</sup>地子物不令寺用旨、未知其理者、郡司許賜御判、彼地子物徵納、被令充繩桿比曾天夫食物等、仍注子細、以解、

康平六年五月十三日 僧善芳

(文書)

讃岐國留守所下文。東寺百合文書三

留守所下 普通寺三綱

可以本別當令執行寺家雜事

右、依廳宣、以本別當令執行寺務之狀、所仰如件、  
寺家宣承知、依件行之、故下、

應德元年十二月五日 散位紀朝臣

藤原朝臣

橘朝臣

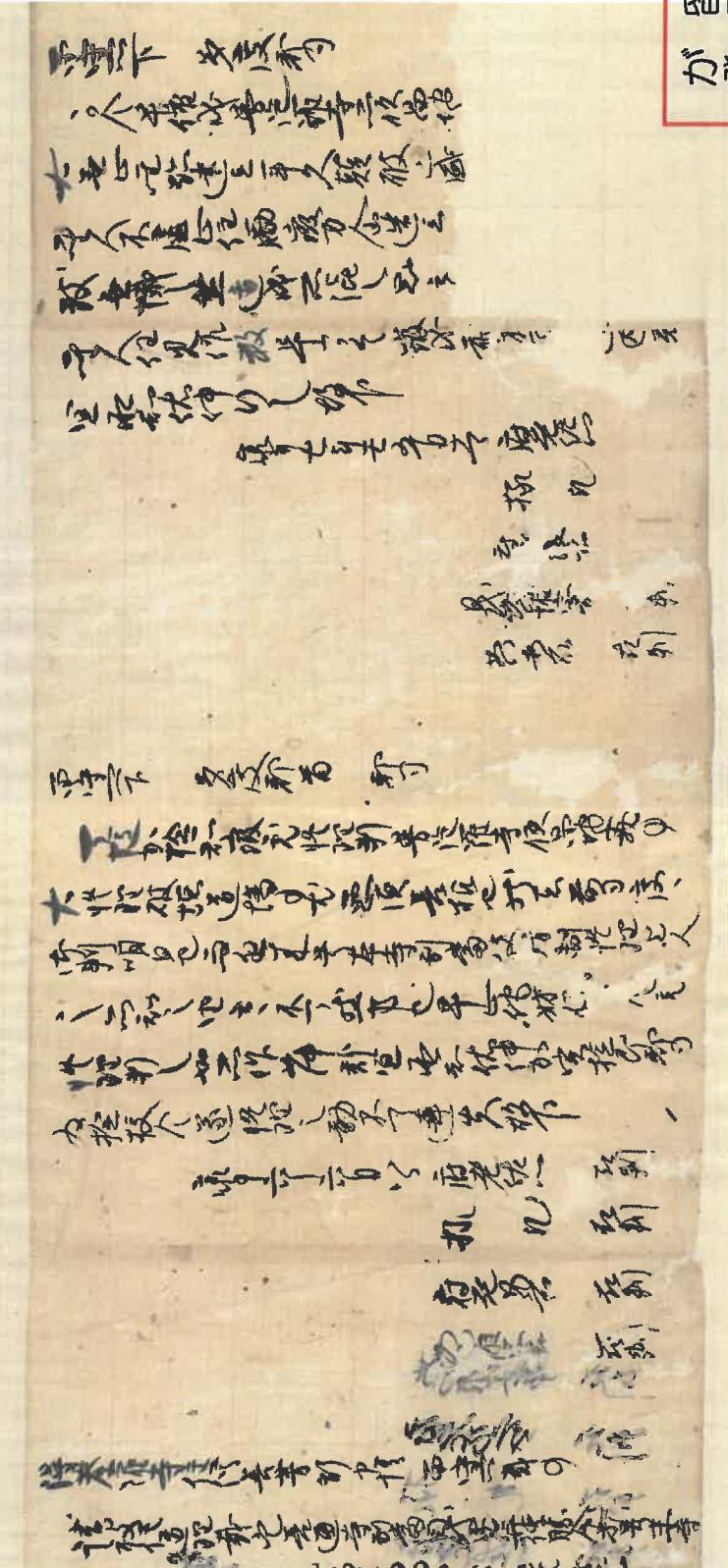
紀朝臣(花押)

目代二善宿禰(花押)

下文  
あみ  
くだし

# 下文案から見る留守所

留守所下 多度郡司



署名部分には、佐伯、おおし、凡、綾、惟宗（泰）といつた、讃岐各地に勢力を持つていた旧来の豪族たちの氏族名が見える。彼らが、在庁官人として、国府周辺に駐在し政務を執つたとする、発掘調査から判明した屋敷地の集合体という国府の変貌した姿は、留守所の実態といえるであろう。

国司から郡司へ、と同様に留守所から郡司へ「下文」が発行される。

日付の下に佐伯氏が署名するのは、多度郡の案件のため。

府老 佐伯

掾 凡

府老 綾宿（称）

目代散位 惟宗宿、

散位 安宿

留守所を運営している在庁官人たちが署名をしている。

府老 佐伯

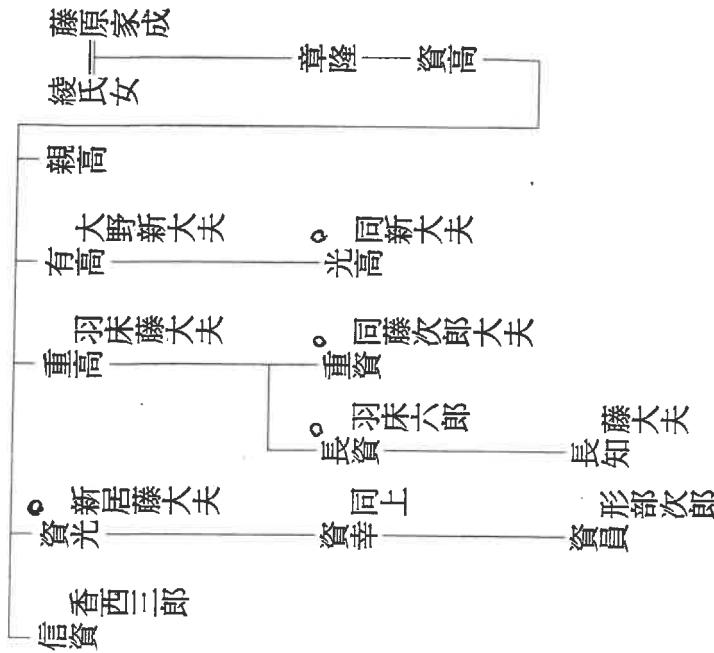
掾 凡

府老 凡宿（称）

散位 惟宗宿（称）

(四)

圖 7 讀岐藤原氏略系図



(『続群書類從』七上「縷氏系図」により作成)

(文 4)

### 吾妻鏡

『新訂増補國史大系』

元暦元年九月十九日乙巳、平氏一族、去二月被破攝津國一谷要害之後、至于西海、掠虜彼國々、而爲被攻襲之、被發遣軍兵訖、以橋次公業爲一方先陣之間、着讀岐國、誘住人等、欲相具、名令歸伏、構運志於源家之事、注出交名、公業依執進之、有其沙汰、於今者、彼國住人可隨公業下知之由、今日所被仰下也、

### 在御判

下 讀岐國御家人等

可早隨橋等公業下知、向西海道合戰事  
右國中輩、平家押領之時、無左右御方參交名折紙、令經御覽畢、尤奉公也、早隨彼公業下知可令致勲功忠之狀如件、

元暦元年九月十九日

讀岐國御家人

注進 平家當國屋嶋落附御坐捨參源氏御方奉參京都候御家人交名事

藤大夫資光 同子息新大夫資重 同子息新大夫能資  
藤次郎大夫重次 同舍弟六郎長資 藤新大夫光高  
野三郎大夫高包 橘大夫盛資 三野首領盛資  
仲行事貞房 三野九郎有忠 三野首領太郎  
同次郎 大麻藤太家人

右度ミ合戦、源氏御方參、京都候之由、爲入鎌倉殿御見參、注進如件、

元暦元年五月日

L

(文行)

平家物語

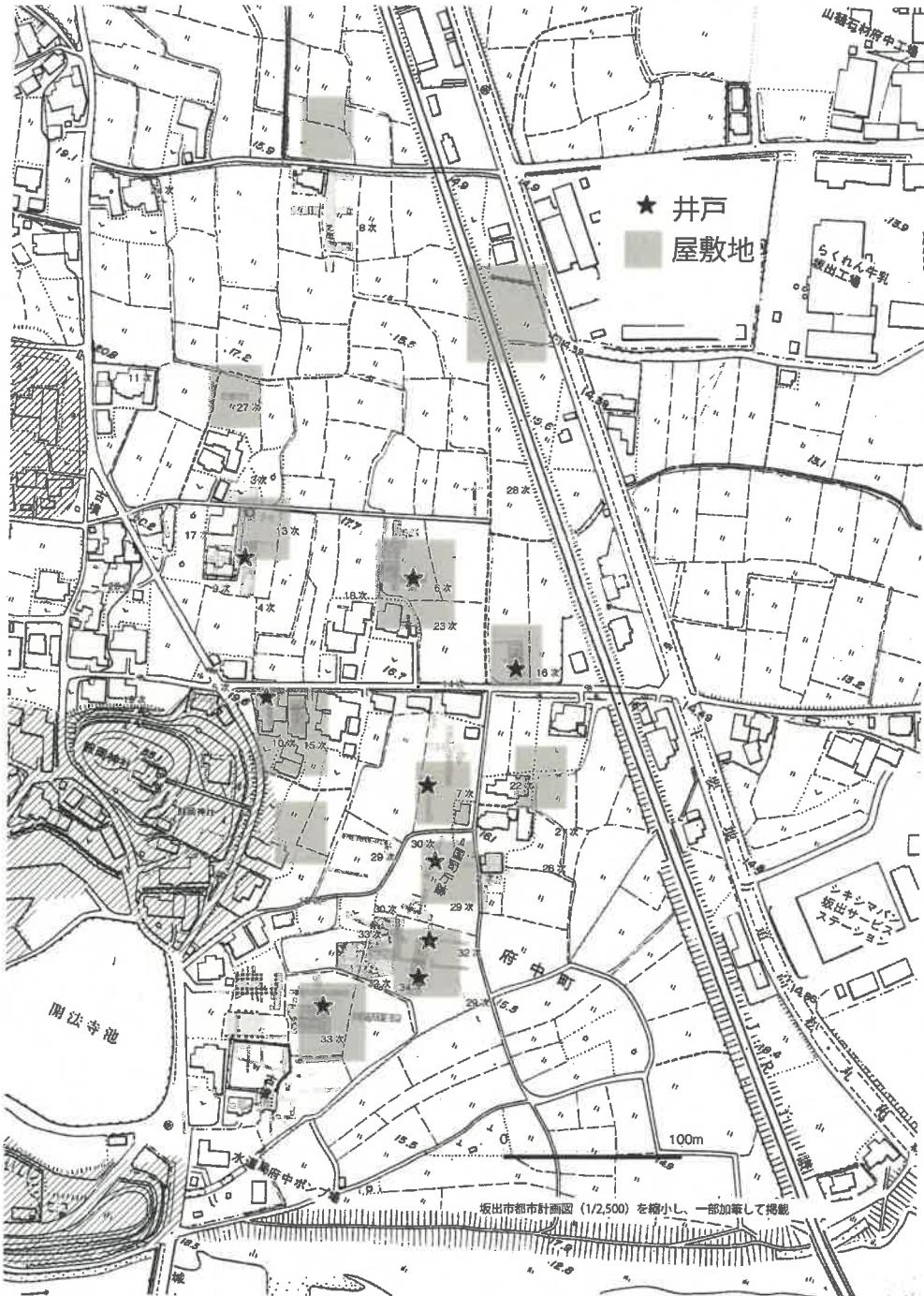
『日本古典文学大系』

### 六ヶ度軍

平家福原へわたり給て後は、四國の兵したがい奉らず、中にも阿波讃岐の在廳ども、平家をそむいて源氏につかんとしけるが、抑我等は、昨日今日まで平家にしたがうたるもの、今はじめて源氏の方へまいりたりとも、よももちるられじ、いざや平家に矢ひとつゆかけで、それを面にしてまいらんとて、門脇中納言、子息越前三位、能登守、父子三人備前國下津井に在ますと聞えしかば、討たてまつらんとて、兵船十餘艘でよせたりけり、能登守是をきく、にくるやつ原かな、昨日今まで我等が馬の草きつたる奴原が、すでに契を變ずるにこそあんなれ、其義ならば一人ももらひすうてやして、小舟どもにとりのづて、あますな、もうすなとてせめ給へば、四國の兵物共、人目ばかりに矢一射て、のかんとこそ思ひけるに、手いたうせめられたてまつて、かなはじとやおもひけん、とをまけにして引退き、宮この方へ

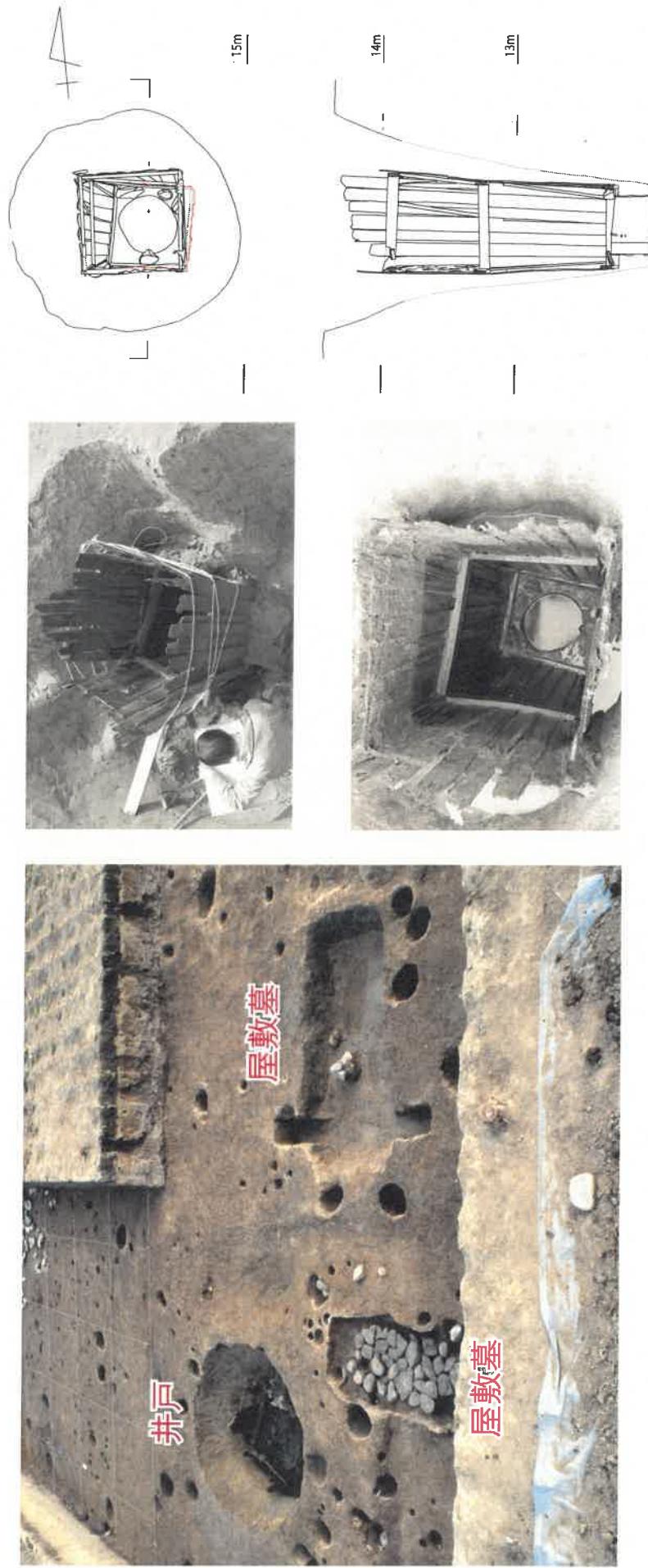
にげのぼるが、淡路國ふく良の泊につきにけり、其國に  
源氏二人あり、故六條判官爲義が木子、賀茂冠者義  
嗣・淡路冠者義久と聞えしを、四國の兵共、大將にたの  
んで、城郭を構て待ところに、能登殿やがてをしよせ  
責給へば、一日たゞかひ、賀茂冠者打死す、淡路冠者  
はいた手負て自害してしげり、能登殿防矢るける兵もの  
ども、百卅餘人が頸切ツて、討手の交名しるいて、福原  
くまいらせらる、

# 讃岐国府 最後の姿



11世紀中ごろ～13世紀の讃岐国府跡では南北約600m、東西約250mの範囲に複数の屋敷地が密集する。県内の確認例では在地領主居館的な屋敷地は単体で存在することが多く、こうした景観は極めて特異な姿といえる。文献資料から、当該期の讃岐国府には「留守所」が置かれたことが判明しており、これら屋敷地の集合体が国衙機能を継承するならば、「留守所」の実態を反映するかもしれない。

# 屋敷地内の井戸（三賀支玉府跡）



11世紀中ごろ～13世紀の讃岐国府跡では、複数の屋敷地が密集しており、各屋敷地には井戸が完備される。第6次調査では、多くの柱穴が集中する一角に井戸があり、その脇には屋敷臺（火葬墓）も認める。井戸は長さ2m前後の板材を、一辺0.8mほどの方形組みの木枠内に差し込む構造で、底面に曲げ物を置いて水溜めとする。